

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和2年5月27日 22時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市梶取ノ鼻西南西方沖 来島梶取鼻灯台から真方位242°2.4海里付近 (概位 北緯34°06.0 東経132°51.0)
インシデントの概要	貨物船第十五旭丸は、主機逆転減速機前進側摩擦プレートが焼損し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和2年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十五旭丸、749トン 143273、大阪旭海運株式会社（船舶所有者）、大阪旭陸運株式会社（船舶借入人） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,912kW、回転数毎分270、6気筒、ボア340mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長、機関長ほか4人が乗り組み、航行中、当直中の機関長が、機関室の見回り中に主機逆転減速機（以下「本件減速機」という。）の潤滑油注入口兼オイルミスト管から白煙が出ているのを認めたが、本件減速機の潤滑油温度及び油圧に異常が見られなかったため、そのまま航行を続け、運航会社の指示で本件減速機の点検を行う目的で阪神港大阪区仮岸壁に入港し、運航が阻害された。</p> <p>本船は、入港後、主機製造会社及び減速機製造会社が本件減速機の点検を行ったところ、本件減速機の前進側クラッチにおいて、クラッチ板の摩耗が進行して運転中に滑りを生じ、クラッチ板が発熱して焼損したことが判明し、仮岸壁で本件減速機を取り外して陸揚げ修理を行い、修理後、本件減速機を設置して復旧した。</p> <p>主機製造会社及び減速機製造会社は、本件減速機の前進側クラッチ板の摩耗原因を調査したが、主機及び本件減速機の運転状況、本件減速機の潤滑油の管理、定期点検及び乗組員によるメンテナンス状況から、摩耗が進行した原因を特定できなかった。</p>
分析	本船は、航行中、本件減速機の前進側クラッチのクラッチ板の摩耗

	<p>が進行して運転中に滑りを生じたことから、同板が発熱して焼損し、運航が阻害されたものと推定されるが、本件減速機の前進側クラッチ板の摩耗が進行した状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、航行中、本件減速機の前進側クラッチのクラッチ板の摩耗が進行して運転中に滑りを生じ、同板が発熱して焼損したことにより発生したものと推定される。</p>